

保安全管理重要項目

発効日 2018年 3月20日
発行者 (有)でんき百十番
日向市亀崎3丁目17番地2
TEL(0982)52-7110
FAX(0982)54-4470

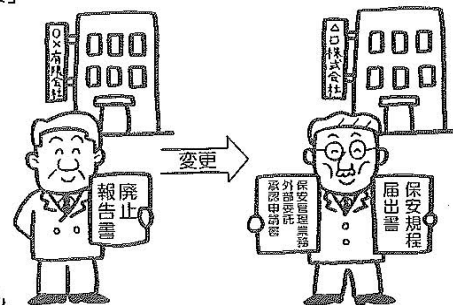
お客さま名称の変更時の手続きについて

お客さま名称等の変更がありました場合は、九州経済産業局に対して「名称等の変更」又は「廃止・新設」等の手続きが必要となります。

例えば・・・

- お客さまの名称が変更になった
 - 個人から各種法人に変更になった
 - 有限会社から株式会社に変更になった
- などです。

また、譲受・合併・移管・占有者の変更の場合でも手続きが必要です。



自主保安体制について

責任



電気事業法では、自家用電気工作物を設置しているお客様に対し、自主保安体制として「保安規程の遵守」「技術基準の維持」の義務等を課しています。

自主保安体制の中で、でんき百十番は次のことを実施しています。

※保安規程の遵守（電気事業法第42条）

お客様の保安規定に基づいて点検を実施しています。

※技術基準の維持（電気事業法第39条）

電気設備の不良箇所がございましたら、点検結果報告書にてご説明いたしますので、感電や火災等になる前に改修をお願いします。

定期的に電気設備の点検を行っていますが、電気事故防止の為に、お客様におかれましても電気系統で何らかの異常に気付かれた場合は、(有)でんき百十番にご連絡をお願いします。

でんき百十番は「電気的安全」を考えつづけ
お客様に「安心を与える」会社です。